

承諾事項書

小型充電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）の再資源化処理を希望する事業者等は、『登録申請書』の一般社団法人JBRC（以下、JBRCと記載）への提出をもって、本書記載の各事項を確認・承諾の上、JBRCに再資源化処理業務を委託すると共にJBRCの「産廃排出事業者」または「産廃排出自治体」（以下、排出者と記載）として登録することに同意します。

- JBRCは、小型充電池の回収及び再資源化処理について、環境大臣より廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3に基づく産業廃棄物広域認定を取得している。
 - 認定番号：第39号 ● 認定取得者：一般社団法人JBRC（東京都港区芝公園三丁目5番8号）
 - 認定証：JBRCホームページの排出者専用サイト内に掲載
- 処理の再委託：
排出者は、3項に定める回収対象電池の運搬及び処理について、JBRCが4項及び5項に記載した運送会社及び再資源化処理会社に再委託することを承諾する。なお、JBRCは委託を受けた回収対象電池を収集運搬中及び積替え保管場所での他の排出者からの委託品と混合することはない。
- 回収対象電池：JBRC会員が国内に販売し、廃棄物となった下記の電池。排出者の再委託品は回収対象外。
 - ニカド電池 ● ニッケル水素電池 ● リチウムイオン電池 ● 対象電池が産業廃棄物の場合の種類：金属くず等
- 運搬会社：JBRCホームページの排出者専用サイト内に掲載。
- 再資源化処理会社：JBRCホームページの排出者専用サイト内に掲載。
- 積替保管場所：JBRCホームページの排出者専用サイト内に掲載、保管できる産業廃棄物の種類：上記3項に記載、保管上限：12,000kg
- 最終処分場所（広域認定範囲外）：JBRCホームページの排出者専用サイト内に掲載。
- 回収単位：JBRCが送付した運搬用のペール缶単位（梱包上限20kg）とする。缶注文はJBRCホームページの排出者専用サイトまたは電話でJBRCに依頼する。大量の電池がある場合、JBRCの事前了解を得た上でドラム缶を使用することもできる。
- 費用：
有償回収費：産廃排出事業者、産廃排出自治体は本承諾事項書に従った回収対象電池の回収費用及び再資源化処理費用として1缶につき1,540円（税込）を口座振替にて支払う。また、大量の電池の回収を希望する場合は180缶以下または3トン以下で165,000円（税込）、360缶以下または6トン以下で275,000円（税込）の費用を口座振替にて支払う。仮に回収品が対象外電池であり返送した場合でも有償回収費は返却しない。
登録管理費：年度単位（4/1～翌年3/31）3,300円（税込）を口座振替にて支払う。新規登録年度（登録日～3/31）3,300円（税込）。
- 回収手順：排出者は登録月の翌月より回収依頼可能。なお、費用支払に必要な金融機関の登録が完了している場合に限る。
 - 排出者は、回収対象電池が貯まった場合（上限20kg）次の各事項を遵守して梱包を行う。
 - ①回収依頼する電池が回収対象電池（ニカド電池、ニッケル水素電池及びリチウムイオン電池）のみであることを確認する。
 - ②発熱・発火の恐れがあるので、次の安全措置を遵守したうえで回収対象電池を梱包する。なお、回収対象外電池はJBRCホームページに掲載。
 - ・プラスチックケースやプラスチックチューブ等で被覆されている電池パックは解体しない。
 - ・解体された電池パック、破損した電池パック、解体により取出された電池及びその部品は、回収できないので、絶対に入れない。
 - ・リード線や金属端子、およびコネクタは、絶縁用ビニールテープ等で必ず1本ずつ絶縁した後に絶縁部分を必ず別々の位置に固定する。
 - ・雨水にさらされたり、液体（水など）で濡れている電池パックは回収できないので、絶対に入れない。
 - ・ペール缶での梱包は樹脂容器をペール缶に入れ、その中に電池を入れ梱包する。
 - ③回収対象電池を種類別に分けて、梱包を行う。
 - 排出者は、上記(1)の措置を適切に実施したことを確認後、JBRCホームページの排出者専用サイトもしくは自動音声受付により、回収対象電池の種類、荷姿、梱包数を特定して、JBRCに回収依頼を行い、対面手渡しにて引き渡すこと。なお、万一排出者にて回収依頼内容の変更が生じたときは、速やかにJBRCへ届出る。
 - JBRCは、回収依頼を受付けた梱包荷物について、上記(1)が遵守されていない状況が確認された場合は、排出者登録を一時停止、または排出者登録の取消しを行う場合がある。
 - JBRCは、回収依頼受付後、運搬会社に依頼し、回収依頼荷物を引取り、再資源化処理会社に搬入し再資源化処理を実施する。
回収依頼荷物の引取り場所は、登録申請書の住所とする。
 - 再資源化処理会社にて検出した小型充電池の種類と回収重量（処理重量）は、JBRCホームページの排出者専用サイトを通じて排出者に伝達される。
 - 回収対象電池の予想される処理終了日はJBRCホームページの排出者専用サイト内の記載の通りである。災害その他の理由で現実の処理終了日が変更される場合、JBRCは排出者に通知する。
 - 排出者の廃業、閉店に伴う最終の回収依頼は廃業日、閉店日の3週間前までに行う。JBRCは廃業、閉店後の回収は行わない。
- 排出者が再資源化処理会社に回収対象電池、またはその他の荷物を直接送付した場合は、JBRCの取扱いにはならない。この場合、全ての責任と費用は排出者が負担する。
- 排出者が回収対象電池でないものを含む梱包荷物の回収依頼を行った場合、JBRCは回収対象電池でないものは排出者負担で、排出者に返送することができる。
- 回収対象電池の所有権は、運搬会社に引渡した時点で排出者からJBRCに移転するものとする。
- 排出者が登録を取消したい場合は、JBRCに「排出者登録取消届」を提出する。JBRCによる取消届受付をもって登録の有効期間が終了する。なお、登録期間中にJBRCが回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
- 排出者及びJBRCは、反社会的勢力に該当しないことを相互に保証する。JBRCは、排出者に反社会的勢力との関与または回収対象電池の処理委託に関してJBRCが不適切と判断する事案が認められた場合は、排出者の登録を取消することができる。なお、登録取消前にJBRCが回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
- JBRCは、本承諾事項書に記載された事項について、合理的な裁量により、予告なく変更を行うことがある。変更があった場合は、JBRCは、速やかにその旨をJBRCホームページの排出者専用サイト内に掲載して公告、または電子メールなどで排出者に通知する。
- 排出者は、「承諾事項書」、及び「排出者登録申請書」の記載内容に変更があった場合は速やかにJBRCへ連絡するものとする。